

茨木市立西中学校いじめ防止基本方針

《 はじめに 》

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめについては「どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものであることを十分認識し、本基本方針は、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づいて、これまで本校が示してきた教育に係る指導等をあらためて確認・徹底し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

《 いじめの定義 》

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

《 学校教育目標 》

「人間愛を以って、正しい立場でたくましく生きる人間力」の育成

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめ問題に対しては、事象の発生を学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守ることを基本に、集団の人権意識を高める指導が必要である。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としてなければならない。

さらに、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指して行う。

（2）いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。



2 いじめの防止等のための基本となる事項

(1) 組織「いじめ不登校対策委員会 (IFT)」の設置

＜構成員＞ チーフ：後藤 サブ：生徒指導主事（米澤）

校長、教頭、こども支援コーディネーター、学年担当教師〈各 1 名〉、支援学級担任〈1 名〉
養護教諭、スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW)

＜活動＞

- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・いじめ事案への対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること

＜開催＞

- ・週 1 回（金曜 3 限）を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめ防止のための取組み

① 学校におけるいじめの防止【資料 1：いじめ防止等に関する年間計画】

生徒の豊かな情操と人権感覚及び道德心を培い、心の通う対人交流の能力素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、本校の全ての教育活動を通じた人権教育・道德教育及び体験活動等の充実を図る。

ア 絆づくり、居場所作り、集団作りの取組み推進

【資料 2：生徒指導三位一体】【資料 3：集団作りとは！】【資料 4：学年・クラスを見る窓】

イ わかる授業づくりの推進により、自己有用感や自己肯定感を育む【資料 5：授業 MAP】

ウ 障がいのある生徒、外国につながる生徒、性的マイノリティの生徒、震災等で避難している生徒など、学校として特に配慮が必要な生徒をはじめすべての生徒にとって安心・安全な学校作りの推進

エ 規範意識の醸成（道德教育の推進）

オ 生徒会活動の活性化、月間目標の設定【資料 6：生徒自治力】

カ いじめ撲滅テーマソング「一人じゃないよ」及びいじめ予防リーフレット（市教委作成）の活用

キ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・生徒への情報モラル教育
- ・犯罪被害防止教室の実施
- ・保護者への啓発
- ・教職員への研修

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・生徒対象 いじめアンケート 年 3 回（5 月、10 月、2 月）
- ・教育相談月間の設定 年 2 回（6 月、11 月）

イ いじめ相談体制

- ・相談体制の整備 【窓口：生指チーフ（米澤）、IFT チーフ（後藤）】
- ・スクールカウンセラー (SC)、スクールソーシャルワーカー (SSW) の活用

③ いじめに対する措置

- ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、各学年での会議を開いたのち、いじめ不登校対策委員会（IFT）を開き、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導・支援とその保護者への助言を継続的に行う。とりわけ、障がいのある生徒等へのいじめが生じた場合には、特段の配慮をもって対処する。
- ウ 速やかに市教育委員会に報告し、「いじめ対応報告書」を提出する。
- エ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

④ 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするため、市教育委員会の学校応援サポートチームと連携し、適切な調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、市教育委員会と協議の上、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

⑤ いじめの研修

いじめ防止等のための対策に関する全ての教職員の共通理解を図るとともに、教職員のいじめ対応能力の向上のための研修を年に複数回実施する。

（年3回 4月、7月、3月および、各学期で意識調査の活用。）

⑥ 学校教育自己診断における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校教育自己診断の項目に位置づけ、適正に自校の取組を評価する。

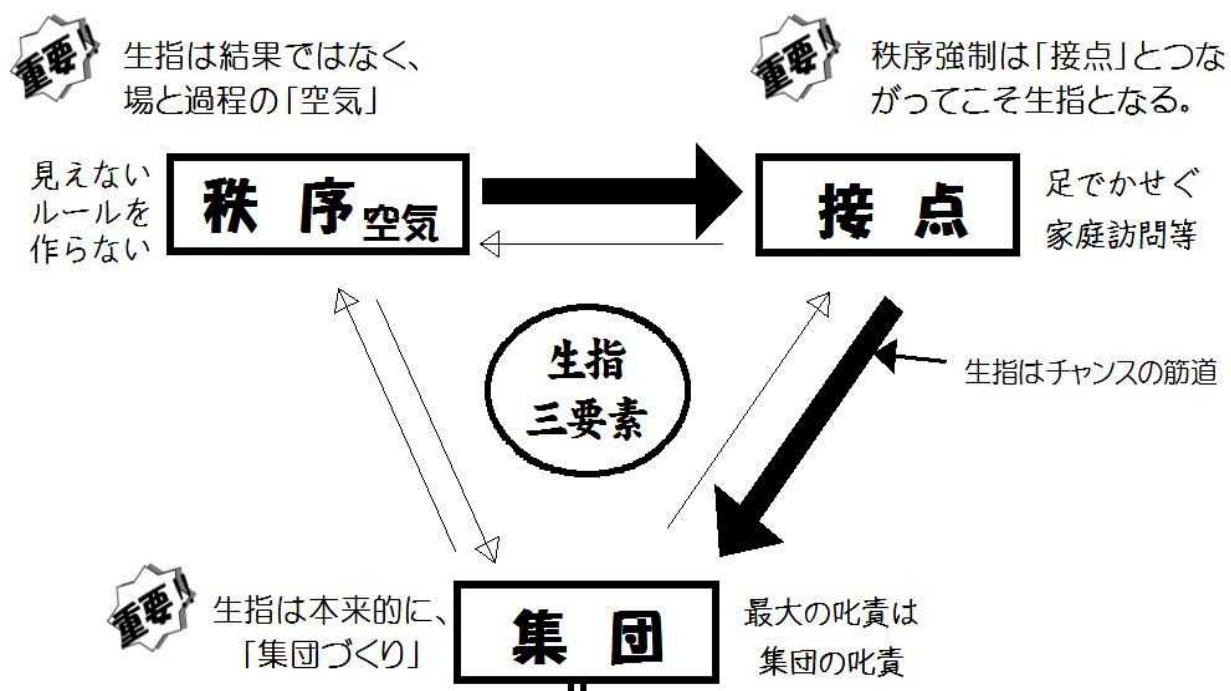
- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発防止の取組に関すること。

（別添）

- 資料1：いじめ防止等に関する年間計画
- 資料2：生徒指導三位一体
- 資料3：集団作りとは！
- 資料4：学年・クラスを見る窓
- 資料5：授業 MAP
- 資料6：生徒自治力

令和2年度 いじめの防止等に関する年間計画(案)				
	学校	児童生徒	保護者	地域・その他
4月	校内研修 決意の作文・クラス目標決定		家庭訪問	
5月		いじめアンケート①	土曜参観懇談	
6月	教育月間①(教育相談) 「意識調査」①			教育相談担当者会
7月	校内研修 三者懇談 学校教育自己診断			学校協議会
8月				
9月				教育相談担当者会
10月		いじめアンケート②	授業参観懇談	学校協議会
11月	教育月間②(教育相談) 「意識調査」②			教育相談担当者会
12月		三者懇談		学校協議会
1月				いじめ不登校シンポジウム 教育相談担当者会
2月		学校教育自己診断 「意識調査」③ いじめアンケート③		
3月	校内研修 クラスミーティング(1年間の振り返り) 検証・総括			学校協議会

資料2 生徒指導三位一体



資料3 集団作りとは！

集団づくりは！

「STの担任の話」と「班の土台」が必須条件！

↓
日々の出来事を拾う。
価値観に切り込む。

↓
昼食 共同学習 班懇談

学年・クラスを見る窓

生徒会の4つのクラスを見る窓

- MT・STは自分たちでできていますか。
- 教室はきれいですか。
- 服装のルールは守れていますか。
- 仲間がいきいきしていますか。

学年学級委員会の4つのクラスを見る窓

- 班食べはできていますか。
- JJは守れていますか。
- 音楽・体育の授業はしっかり受けられていますか。
- 仲間がいきいきしていますか。

教科会は、授業MAP強化会



